

橿原市一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）収集運搬業の許可に関する指針

一般廃棄物収集運搬業は、市民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものである。

一般廃棄物収集運搬業者の濫立を防止し、一般廃棄物収集運搬業者の適正な運営を継続的かつ安定的に確保するため、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

事業系一般廃棄物

- (1) 橿原市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- (2) 申請者が許可（更新の許可を除く。）を受けようとする場合、規則第9条第4号に規定するその他市長が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - ① 次のいずれかに該当する廃棄物の収集又は運搬であること。
 - ア 処理施設以外において再生利用を行う食品循環資源等、限定された種類の食品残渣等廃棄物
 - イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物又は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗であって、新たに供用されるものから排出される、1月あたり30トン以上の一般廃棄物
- (3) 適用除外

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）収集運搬業の許可を受けている個人(甲)が発起人として法人(乙)を設立し、その代表者になって法人(乙)が個人(甲)で行っていた収集運搬業と全く同じ内容で当該業を行うもの。